
付属資料

水戸市歯科保健計画(第2次)策定スケジュール

実施年月日	会議名	内容
2018年 5月16日	第1回水戸市歯科保健計画(第2次)庁内検討委員会	・水戸市歯科保健計画(第2次)策定基本方針(案)について
5月29日	政策会議	・水戸市歯科保健計画(第2次)策定基本方針(案)について
7月6日	第1回水戸市健康づくり推進協議会	・水戸市歯科保健計画(第2次)策定基本方針について
7月26日	第1回水戸市歯科保健計画(第2次)実務担当者会議	<ul style="list-style-type: none"> ・水戸市歯科保健計画(第2次)策定基本方針について ・水戸市歯科保健計画(第2次)素案について <ul style="list-style-type: none"> 第1章 計画策定の基本的事項 第2章 水戸市の現状と課題 第3章 計画の基本的方向 ・各課関連事業について
6月20日 ～9月19日	関係団体ヒアリング	・一般社団法人水戸市歯科医師会他2団体にヒアリングを実施
8月23日	第2回水戸市歯科保健計画(第2次)実務担当者会議	<ul style="list-style-type: none"> ・水戸市歯科保健計画(第2次)素案について ・第1回実務担当者会議における意見及び回答
8月31日	第2回水戸市歯科保健計画(第2次)庁内検討委員会	・水戸市歯科保健計画(第2次)素案について
10月10日	第2回水戸市健康づくり推進協議会	・水戸市歯科保健計画(第2次)素案について
10月26日	第3回水戸市歯科保健計画(第2次)庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・水戸市歯科保健計画(第2次)素案について ・第2回庁内検討委員会における意見及び回答
11月27日	第3回水戸市健康づくり推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・水戸市歯科保健計画(第2次)素案について ・第2回水戸市健康づくり推進協議会及び庁内検討委員会における意見への対応について
12月25日	政策会議	・水戸市歯科保健計画(第2次)素案について
2019年 1月8日 ～2月6日	意見公募手続きの実施	
3月26日	庁議	・水戸市歯科保健計画(第2次)(案)について

水戸市健康づくり推進協議会条例

昭和62年3月30日

水戸市条例第21号

改正 平成元年2月8日条例第1号

平成4年9月22日条例第27号

(設置)

第1条 市民の健康づくりを推進するため、水戸市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 水戸市保健センター条例（昭和62年水戸市条例第19号）第3条各号（第1号を除く。）に規定する事項に関する事。
- (2) その他必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、関係機関、団体の役職員及び学識経験者のうちから、市長が委嘱する30人以内の委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、協議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 協議会に、第2条に規定する事項を調査研究するため専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、第3条に規定する委員のうちから会長が指名する。
- 3 専門部会に、部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会の委員の互選により選出し、その運営については、前条の規定を準用する。

5 専門部会において調査研究を行った場合は、その結果を協議会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部において行う。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則 (平成元年2月8日条例第1号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

付 則 (平成4年9月22日条例第27号)

この条例は、平成4年10月1日から施行する。

水戸市健康づくり推進協議会委員名簿

		所属機関及び団体名	役職名	氏 名
関係機関の役職員	1	水戸保健所	所 長	土井 幹雄
	2	水戸市医師会	会 長	原 毅
	3	水戸市医師会	理 事	早船 徳子
	4	水戸市医師会	理 事	青木 かを里
	5	水戸市歯科医師会	会 長	大澤 賢祐
	6	水戸市歯科医師会	理 事	小林 ゆかり
	7	水戸薬剤師会	会 長	奥田 猛
	8	水戸市国民健康保険運営協議会	会長職務代理者	澤 則子
団体の役職員	9	水戸市住みよいまちづくり推進協議会	常任理事	角田 恒巳
	10	水戸市高齢者クラブ連合会	役 員	桑名 昭子
	11	水戸市食生活改善推進員会	会 長	安齊 昭子
	12	水戸市社会福祉協議会	会 長	保立 武憲
	13	水戸市民生委員児童委員連合協議会	副 会 長	矢田部 秀夫
	14	水戸農業協同組合	代表理事組合長	八木岡 努
	15	水戸市保健推進員連絡協議会	会 長	田上 恵子
学識経験者	16	石渡産婦人科病院	院長	石渡 勇
	17	茨城県精神保健協会	常務理事	高松 孝幸
	18	水戸市議会	文教福祉委員会委員	田中 真己
	19	水戸市議会	文教福祉委員会委員	小泉 康二
	20	水戸市議会	文教福祉委員会委員	袴塚 孝雄

2019年3月31日現在

水戸市歯科保健計画庁内検討委員会設置要項

(設置)

第1条 水戸市歯科保健計画（以下「計画」という。）の策定を総合的かつ円滑に推進するため、水戸市歯科保健計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には、保健福祉部長をもって充てる。
- 3 副委員長には、保健センター所長をもって充てる。
- 4 委員には、次に掲げる者をもって充てる。

政策企画課長、行政改革課長、財政課長、市民生活課長、福祉総務課長、障害福祉課長、高齢福祉課長、子ども課長、国保年金課長、介護保険課長、学校保健給食課長、幼児教育課長、生涯学習課長、総合教育研究所副所長

(会議)

第4条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、委員会の事務を掌理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(実務担当者会議)

第6条 委員会に、第2条に規定する事項の調査及び研究をするため、実務担当者会議を置くことができる。

- 2 実務担当者会議は、次に掲げる課等に属する職員であって、当該課等の長の推薦を受けた者をもって組織する。

市民生活課、福祉総務課、障害福祉課、高齢福祉課、子ども課、国保年金課、介護保険課、学校保健給食課、幼児教育課、生涯学習課、総合教育研究所

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部保健センターにおいて行う。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、平成30年4月27日から施行する。

用語解説

用語	説明
き 基本チェックリスト	介護が必要な状態になる原因となりやすい生活機能の低下を判定するため、厚生労働省が作成した「日常生活関連動作・運動器の機能・栄養状態・口腔機能・認知症・閉じこもり・うつ」に関する25項目の質問票
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、栄養士などが、通院が困難な要介護者の居宅を訪問して、心身の状況、置かれている環境などを把握し、療養上の管理・指導を行う介護保険サービス
こ 口腔機能	そしゃく（かみ砕く）、えん下（飲み込む）、発音、唾液の分泌などに関わり、食べることやコミュニケーションに関する重要な役割を果たす。口腔機能が低下すると、食物の種類が制限され免疫力が低下することや、食事や会話が少なくなり活動が不活発になることが危惧される。
誤えん	食物などが誤って咽頭と気管に入ってしまう状態で、肺炎の原因にもなる。
根面むし歯	歯肉の退縮により露出した根面にできるむし歯
し 自浄作用	唾液の分泌や、食べ物・口腔粘膜との接触により、歯や口腔内の粘膜等が自然に清掃されること
食育	様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること
食生活改善推進員	地域の中で、子どもから高齢者まで幅広く、食生活改善の普及啓発活動を行うなど、食を通じた健康づくりの活動を行う人
生活の質(QOL)	物質的な豊かさやサービスの量、個々の身近自立だけでなく精神面を含めた生活全体の豊かさと自己実現を含めた概念
生活習慣病	食事や運動・飲食・喫煙など、生活習慣が原因で起こる疾患の総称。日本人の三大死因であるがん・脳血管疾患・心疾患、更に脳血管疾患や心疾患の危険因子となる動脈硬化・糖尿病・高血圧症・脂質代謝異常症などはいずれも生活習慣病とされている。
ふ フッ化物塗布	比較的高濃度のフッ化物溶液やゲルを歯科医師・歯科衛生士が歯面に塗布する、科学的根拠に基づいたむし歯予防法
フッ化物配合歯みがき剤	フッ化物を配合する歯みがき剤。家庭で利用できるフッ化物応用で、日常的に適量のフッ化物配合歯みがき剤を使うことにより、口腔内にフッ化物を供給しむし歯を予防する。
ほ 保健推進員	健（検）診や健康教室、健康相談等の保健行政と市民とのパイプ役を担い、また身近な相談者として健康づくりの支援を行う人
ら ライフステージ	人々の生涯におけるそれぞれの段階のことをいう。本計画では、乳幼児期（0～5歳）、学童期（6～12歳）、思春期（13～19歳）、青年期（20～39歳）、高齢期（65歳以上）に設定している。

水戸市歯科保健計画（第2次）

2019年6月 発行

編集・発行

水戸市 保健福祉部 保健センター

〒310-0852 水戸市笠原町 993-13

電話 029-243-7311
